

請求日

未記入

未記入でお願いいたします。

捨印

稲城

稲城市長 殿

施設等利用費請求書（幼稚園等償還払い用）

私立幼稚園（新制度移行園除く）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚園等施設等利用費

軽微な修正があった場合書き直す必要がなくなりますので、よろしければ押印をお願いします。

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査及び決定にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、稲城市内に居住していることを稲城市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを稲城市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を稲城市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を稲城市が確認すること。
5. 審査の結果、施設等利用費の給付額が請求額と異なる場合があること。

1. 請求者（保護者）

必ず押印をお願いします。

フリガナ	イナギ タロウ	〒	206-8601
氏名	稲城 太郎	現住所	稲城市東長沼2111番地
		電話：	042-378-2111

2. 認定子ども(認定子どもごとに請求して下さい)

- 1号：通常の幼稚園を利用する方（満3歳児クラスから）
- 2号：保育を必要とする3歳児クラス以上の方
- 3号：保育を必要とする2歳児クラスまでの非課税世帯の方

認定種別（法第30条の4）	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
生年月日	平成 27 年 5 月 1 日
フリガナ	イナギ ハナコ
請求分の利用期間中の住所	氏名 稲城 花子
<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した	
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入 年 月 日	

3. 償還払いの振込先

月の途中で転入があった場合は、給付の月額上限額が日割り計算となります。

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行 信用金庫 若葉台 支店	口座番号	0 1 2 3 4 5 6
農協・信用組合	口座名義(カタカナ)	イナギ タロウ

4. 施設等利用費請求金額

請求額に誤りがあると、書き直しとなるため、**空白**でのご提出をお勧めします。

請求額	未記入	円
-----	------------	---

<別紙も記入して下さい>

(別紙)

請求者氏名 **稲城 太郎**

児童氏名 **稲城 花子**

1. 在籍する幼稚園等について記入

フリガナ	マルマルヨウチエン	所在地	〒 000-0000
幼稚園等称	〇〇幼稚園	(市外の場合のみ記入)	神奈川県〇〇〇〇〇 電話: 000-000-0000
契約している利用料(何れかにしを記入し金額を記入)※1	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 40,000 円	<input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間 円
請求分の利用期間中の在籍状況	<input checked="" type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入	年 月 日		

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を月の途中で入退園があった場合は、給付の月額上限額を日割り計算します。

2. 施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入(書き切れない場合は別紙を追加してください。)

今年度分の入園料を支払った場合に記入(a)	入園年月日(1 年 4 月 1 日)	入園料(100,000 円)			
利用年月日	今年度分の支払った入園料の月額換算額 (b=a/12) ※2	支払った月額利用料(保育料) (c) ※3	支払額合計 (d=b+c)	月額上限額 (e) ※4	請求額 (dとeを比較して小さい方)
令和1年10月	8,330 円	40,000 円	48,330 円	25,700 円	25,700 円
令和1年11月	8,330 円	40,000 円	48,330 円	25,700 円	25,700 円
令和1年12月	8,330 円	40,000 円	48,330 円	25,700 円	25,700 円
年 月	円	円	円	円	円
<p>当該年度に入園した場合は、入園料を月額換算して記入して下さい。ただし、月額の保育料がすでに給付上限額(25,700円)以上である場合は、記入を省略しても構いません。</p> <p>給付の対象は、通園送迎費、食材料費、行事費その他実費分を除いた利用料(特定子ども・子育て支援利用料)です。施設から発行された領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を見て記載してください。</p>					77,100 円

※2 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除して下さい(10円未満の端数切り捨て)。

※3 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※4 月額上限額は、25,700円です。ただし、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円です。月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、月途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数として下さい。月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市間の転出入の場合、月額上限額は次の通りとなります。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市へ転出する場合の限度額：
月額上限額×転出日(認定終了日)までの平日開所日数÷その月の平日開所日数
- ・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市から転入した場合の限度額：
月額上限額×転入先での認定日からの平日開所日数÷その月の平日開所日数
(就業期間外にあっては、その月の平日の日数を開所日数として計算します。)
(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

3. 添付書類

上記6で記入した「支払った月額利用料」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付し添付したら口にチェックを入れてください。

- 領収証
- 特定子ども・子育て支援提供証明書

添付書類がない場合は返却します。請求分の添付書類があるか必ず確認してください。施設によって、領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書として発行されている場合もあります。